

②検査事業を通じた問題点

③その他

提出された資料は次のとおり

[社京都微生物研究所からの資料]

- ・(社)京都微生物研究所パンフレット

[早川班資料]

- ・早川班平成 18 年度研究結果概要及び平成 19 年度研究計画概要
- ・早川班平成 19 年度シンポジウムパンフレット

議事概要

奥村分担研究員：早川班現地調査のご協力謝辞があり、続いて調査趣旨及び配布資料の説明をした。

京都微研から配布資料に沿って事業所全体の説明がされた。設立は大正 6 年、医師の会員で構成する社団法人、従業員数は約 300 名うち 180 名が正職員。事業は臨床検査が約 70%、環境が 30%となっている。各種許認可事業は資料の通り臨床、衛生、環境部門ほとんど取得しているし、そのグレードアップにも日々研鑽しているところである。

引き続き水道検査関係、特に 34 条部門について事業実態を質問した。

- ・水道検査の体制：34 条は 6 名体制。(20 条は理化学系 6 名、細菌系が 3 名)
- ・34 条実施地域：検査地域指定制度時のエリアを基盤とし、更に広げている。しかし、検査実施総数はほぼ同じ結果となっている(新規が約 10%、しかし、前年度実施 10%は他社が実施)。
- ・検査件数：年間約 3,300 件(京都市内 2,200 件、京都府内 1,000 件)、うち小規模は 260 件(京都 160 件、滋賀県 100 件)である。
- ・要改善件数：15 件程度(小規模含む)。
- ・検査時の被検査機関の対応について：管理会社が検査に立ち会う場合は改善がある。一方、学校、教育関係施設については改善率が低い(予算執行等の都合らしい)。
- ・34 条の PR 活動：パンフレットは自前のものではなく、行政で作成したものは配布している。これといった PR 活動はしていない。
- ・34 条の技術的信頼性：34 条検査の内部精度管理は全員で月 1 回程度実施している。

京都市における現地調査に対するコメント

京都市における現地調査に対するコメントを以下に述べる。

(京都市)

- 1 京都市は、衛生部局が詳細な調査により把握しており、立ち入り検査も小規模を含め、かなりの数をこなしている。施設の把握、衛生指導、立ち入り検査については、年 3

回の重要月間を設定するなど行政が中心となり、積極的対応を行っている」と評価できた。

- 2 市では、小規模施設についての条例化は考えていないが、出前講習会などを積極的にを行い、設置者への指導を行っており、このことが効果的だとの見解であった。小規模施設の受験率は、約4%で全国平均より若干高いが、まだまだこれからの課題と考えられる。
- 3 95%の施設が清掃を行っているとのことであり、検査より清掃が先行している。これを検査につなげることができると良いのではないかとと思われる。

(現地施設)

- 1 たまたま視察した施設では、施設への出入が難しく、管理の点でも同様と思われた。
- 2 吹きさらしの高置水槽では、14年目ということであるが、水槽表面の劣化が進んでいることがわかった。

(全水協近畿ブロック)

- 1 清掃と検査を同時に実施している企業があり、問題だとの指摘があった。
- 2 検査結果の統一化の要請があった。
- 3 ランキングは、皆がとりたくなるような仕組みを考えるべきだとの指摘があった。

(京都微生物研究所)

- 1 検査時に管理会社が立ち会う場合は、改善が進んでいる、学校、教育関係施設の改善率が低いとの指摘があった。
- 2 パンフレットは、自前のものがないとのことで、行政主体の京都市の状況が反映されている。

平成19年度厚生労働省科学研究

「水安全計画による貯水槽水道の管理水準の向上に関する研究」

実地調査について

1 日 時

平成19年11月6日(火) 午後1時から4時まで

2 場 所

- (1) 京都市役所 F会議室 (午後1時から2時まで)
- (2) 貯水槽水道施設の視察 (午後2時30分頃から4時まで)

施設名称 ホテルハーヴェスト京都

施設所在地 京都市中京区烏丸通丸太町下る大倉町205-1

貯水槽水道 簡易専用水道 (受水槽容量: 78 t, 高置水槽 15.4 t)

○ 貯水槽水道の施設数（概数、規模別）について

(平成19年3月末現在)

1 簡易専用水道

(1) 施設数 3,631施設

(2) 規模別施設数

受水槽容量	施設数
$10 < V \leq 20$	1,704
$20 < V \leq 40$	1,149
$40 < V \leq 60$	380
$60 < V \leq 80$	161
$80 < V \leq 100$	106
$100 < V$	131
合計	3,631

2 小規模受水槽水道

(1) 施設数 6,941施設

(2) 規模別施設数

受水槽容量	施設数
$V < 5$	4,239
$5 < V \leq 10$	2,702
合計	6,941

○ 京都市簡易専用水道事務取扱要領

平成7年2月23日制定
平成7年3月10日局長通知

(趣旨)

第1条 この要領は、簡易専用水道の衛生的な管理の確保を図るため、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)に定めるもののほか、衛生上必要な事項について定めるものとする。

(簡易専用水道設置の届出)

第2条 簡易専用水道の設置者(設置者以外に当該簡易専用水道の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「設置者」という。)は、当該簡易専用水道を設置して給水を開始したときは、簡易専用水道設置届(第1号様式)を当該簡易専用水道の所在地を管轄する保健所長(以下「保健所長」という。)に届け出るものとする。

(簡易専用水道変更の届出)

第3条 設置者は、簡易専用水道設置届に記載した事項を変更したときは、簡易専用水道変更届(第2号様式)を保健所長に届け出るものとする。

(簡易専用水道廃止の届出)

第4条 設置者は、当該簡易専用水道の使用を廃止したときは、簡易専用水道廃止届第3号様式)を保健所長に届け出るものとする。

(帳簿書類の備付け)

第5号 設置者は、次の名号に掲げる帳簿書類を備えるものとする。

- (1) 受水槽、高置水槽等給水設備の配置図及び給水系統図
- (2) 受水槽周囲の構造物の配置図
- (3) 法第34条の2第2項に規定する検査に関する書類
- (4) 水槽の清掃に関する記録
- (5) その他の管理に関する記録

2 設置者は、前項第3号、第4号及び第5号の帳簿書類を3年間保存するものとする。

(簡易専用水道台帳の作成)

第6条 保健所長は、簡易専用水道設置届等に基づき、簡易専用水道台帳を作成し、整備するものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

○ 京都市小規模受水槽水道及び飲用井戸衛生管理指導要領

平成2年10月29日制定
平成2年11月9日局長通知

改正 平成5年11月16日, 平成6年3月3日
平成16年3月31日

1 目的

この要領は、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規制を受けない小規模受水槽水道及び飲用に供する井戸等について、適正な管理、水質に関する定期的な検査及び汚染時における措置等の衛生指導を行うことにより、設置者等の自主的な維持管理による飲用水の衛生確保を図ることを目的とする。

2 基本方針

上水道布設地域内にあつては、飲用水としては水道水を使用するよう指導を行うものとする。

3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 小規模受水槽水道

水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものであつて、有効容量が10立方メートル以下の小規模受水槽を有する施設をいう。

(2) 一般飲用井戸

個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等において、その居住者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設をいう。

(3) 業務用飲用井戸

官公庁、学校、病院、店舗、工場その他事業所等において、飲用水を供給する井戸等の給水施設をいう。

(4) 飲用井戸等

小規模受水槽水道、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸をいう。

4 飲用井戸等の管理

設置者等に対し、飲用井戸等を次の基準に従い管理するよう指導するものとする。

(1) 小規模受水槽水道の管理

ア 水槽及びその周辺にみだりに人や動物が近づき、水が汚染されるのを防止するために、必要に応じ、当該施設にかぎをかけ、さくを設ける等適切な措置を講ずること。

イ 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽及びその周辺を定期

- 的に点検するとともに、当該施設の清潔保持に努めること。
- ウ 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の検査を定期的に行い、異常を認めるときは、必要な項目の水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。
 - オ 小規模受水槽水道の管理状況の検査を、水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）に依頼し、1年以内ごとに1回、定期に検査を受けるよう努めること。
 - カ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、当該施設の所在地の保健所長に報告すること。
 - キ 管理記録、水質検査結果等を3年間保存すること。
 - ク 給水施設の配置及び系統を明らかにした図面等を整理し、保存すること。
- (2) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の管理
- ア 飲用井戸及びその周辺にみだりに人や動物が近づき、水が汚染されるのを防止するために、必要に応じ、当該施設にかぎをかけ、さくを設ける等適切な措置を講ずること。
 - イ 有害物、汚水等により水が汚染されるのを防止するために、飲用井戸及びその周辺を定期的に点検するとともに、当該施設の清潔保持に努めること。
 - ウ 業務用飲用井戸にあつては、水質検査を、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。また、一般飲用井戸にあつては、水質検査を、1年以内ごとに1回、定期に行うよう努めること。
 - エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の検査を定期的に行い、異常を認めるときは、必要な項目の水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。
 - オ 飲用井戸を新たに設置する場合には、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、使用開始前に飲用に必要な水質検査を行い、飲用に適することを確認したうえで使用すること。
 - カ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、当該施設の所在地の保健所長に報告すること。
 - キ 貯水槽を有する場合には、水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - ク 管理記録、水質検査結果等を3年間保存すること。
 - ケ 給水施設の配置及び系統を明らかにした図面等を整理し、保存すること。

5 施設の把握

設置者等から受けた飲用井戸等の設置状況等の届出（別紙第1号～第4号様式）及び保健所による調査等に基づき、小規模受水槽水道台帳（別紙第5号様式）及び飲用井戸台帳（別紙第6号様式）を作成、整備するものとする。また、飲用井戸等の実態の把握に努めるものとする。

6 その他

設置者等から供給する水が人の健康を害する恐れがある旨の報告があつた場合、又は小規模

受水槽水道において登録検査機関から管理状況の検査の結果衛生上問題がある旨の報告があった場合には、当該施設に対し立入検査を実施し、必要に応じ、設置者等に改善等の指導を行うものとする。

飲用水の衛生対策

1 簡易専用水道

・ 簡易専用水道とは？

一般に、3階建て以上の建築物になると、水道水の水圧が十分でなく、直結方式では給水できなくなるため、受水槽方式により給水されることが多く見受けられます。この受水槽の有効容量が10立米を超える施設(受水槽)を簡易専用水道といいます。

・ 保健所への届出が必要です

簡易専用水道を設置して給水を開始したときは、施設の所在地を所管する保健所にその旨を届出てください。また、容量等の変更があったとき、廃止したときも同様に届出てください。

・ 適正な管理を心がけましょう

簡易専用水道は、1年以内に1回、水槽の清掃を行うとともに、厚生労働大臣指定の登録を受けた者による法定検査を受けることが法律で義務づけられています。なお、法定検査を受検した施設については、受検済みのシールが貼られています。

日頃から水槽の亀裂やマンホールの施錠等を点検し、水の色、濁り、臭い、味等に注意しましょう。

また、異常を認めたときには水質検査を行うと共に、人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、その旨を利用者に知らせましょう。

2 小規模受水槽水道

・ 小規模受水槽水道とは？

受水槽の有効容量が10立米以下ということ以外は、簡易専用水道と同じです。

・ 保健所への届出が必要です

小規模受水槽水道を設置して給水を開始したときは、施設の所在地を所管する保健所にその旨を届出てください。また、容量等の変更があったとき、廃止したときも同様に届出てください。

・ 適正な管理を心がけましょう

簡易専用水道のような法的な義務はありませんが、人が飲用するという点では共通ですので、これに準じた管理を行うようにしてください。

3 飲用井戸

・ 飲用井戸とは

飲用水を供給する井戸やわき水等の施設をいいます。

・ 保健所への届出ましょう

飲用井戸を使用するときは、施設の所在地を所管する保健所にその旨を届出てください。また、所有者等の変更があったとき、廃止したときも同様に届出てください。

・ 適正な管理を心がけましょう

井戸等の周辺は常に清潔にし、人や動物がみだりに近づいて水が汚染されないようにしましょう。水質検査を1年以内に1回、定期的に行いましょう。

また、日常的に水の色、濁り、臭い、味等に注意し、異常を認めたときは必要な項目の水質検査を行い、その安全を確認してから使用しましょう。

なお、京都市内の保健所(支所を除く。)では、井戸水等の水質検査を有料で行っています。

2. 現地（東京都庁）調査報告

1 日時：平成19年11月30日（金）13時30分～16時30分

2 相手方：東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課 仁科課長
同 水道係長 村井 敦氏
同 水道係主任 島田知子氏

3 調査メンバー：早川委員長、奥村、本間、田崎、森委員及び鈴木事務局長

4 調査結果の概要

(1) 東京都仁科課長及び早川委員長からの挨拶の後、東京都村井係長から以下のような説明があった。

○「東京との水道」を基に（29ページ以降）、簡易専用水道、小規模貯水槽水道についての説明は、以下の通り。

① 東京都の区部では、「知事」は「区長」と読み替えられており、八王子市が保健所設置市となったことから、都庁は、八王子市を除いた多摩地区、島嶼部を担当している。しかし、区の係長会、課長会等で情報交換し、データをまとめている。

② 簡易専用水道は、施設数がここ5年程度で見ると、おおむね横ばいで、約3万基、このうち特別区が2万3千基余り。

③ 小規模貯水槽水道は、全体で19万基、特別区で16万基となっている。ここ数年は、漸減状態。理由は、次の2つが考えられる。なお、今後は、直結化が進むと考えている。

ア 直結給水への移行（ただし、本格化したのは、むしろ16年度の「クリーンアップ」事業の本格実施以降）

イ これまでのデータでは、ある程度ダブりがあり、それを精査することによる減少

○「東京都の簡易専用水道に対する取り組み」を基に、以下のような説明があった。

① 平成18年度の都の管理する施設数は、約7千基、設置者から保健所への検査報告率（検査率）は、76%で、登録検査機関からの検査実績を含めて算出されている全国平均の検査率を下回っている。平成19年度では、受検率向上を目指し、目標として、85%へのアップを定めている。現時点では、昨年度をかなり上回っており、年度末へ目標達成に向けた取り組みを実施している。

② 受検率向上の取り組みとしては、次の二つが中心。

ア パンフレット「簡易専用水道の衛生管理」の配布（10月に改訂版を発行）及

びホームページへの掲載等広報活動

イ 賃貸不動産協会や高層住宅管理業協会等関連団体から会員への受検促進依頼
ウ 保健所での未受検施設へのパンフレットの配布、訪問指導、地元広報誌の活用

○「東京都の小規模貯水槽水道等に対する取り組み」を基に、以下のような説明があった。

① 「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を制定、平成15年4月から施行。その主なポイントは以下の通り。

ア 10トン以下のすべての貯水槽水道、飲用井戸等を対象、その中でも特に5トン以上のもの、学校、病院、社会福祉施設等については、「特定小規模貯水槽水道」として指定。特別な規制。

イ 特定小規模貯水槽水道の条例による規制のポイントは、以下の通り。

1) 設置、届出事項の変更、廃止の届出の義務化

2) 衛生措置の義務付け

清掃年1回、管理の状況について年1回以上の検査

維持管理・設備点検等の結果報告年1回

3) 通知による指導（努力義務規定）

色、臭い、味その他の異常が合った場合の検査、年1回以上の水質検査、緊急時の給水停止等の措置、清掃、検査記録に関する帳簿作成と5年間の保存

* 横浜市のような指定検査機関制度は、ない。

ウ 特定以外の施設についても、努力義務。

③ 平成18年度の行政サイドからの取組状況は、以下の通り。

ア 衛生管理の徹底、自主管理の推進を図るため、設置者から清掃、管理の状況について平成16年度より報告を求めている。このため、

返信用はがき（費用は都負担）付きのパンフレットを全施設送付。

（別添様式）

18年度における報告率は、80.6%と高い水準。

イ 報告のないところ、水道局の総点検で問題のあるところを中心に、立ち入り検査を実施。18年度における検査件数は、662件、検査率は2.8%、特定施設では、8.8%となっている。

* 報告で把握するところが8割、立ち入りで把握するところが1割と考えると、ダブリはあると思われるものの、殆どの施設をカバーしていることになる。

ウ 次のような広報活動を行っている。

1) パンフレット「小規模貯水槽水道の衛生管理」（10月に改訂版を発行）の発行、ホームページへの掲載

- 2) 報告用はがきにリーフレットを添付—全施設配布
 - 3) 賃貸不動産協会、高層住宅管理業協会等関係団体から会員への報告制度の周知・協力依頼
 - 4) 保健所の取り組み—パンフレット配布、報告徴収、立ち入り指導
- エ 水道局との連携、定期的に連絡会を開催、情報交換を実施。水道局が行っている総点検の結果異常のある場合、保健所に通報され、保健所の立ち入り検査を実施。

(2) 質疑の概要は、以下の通り。

問 小規模施設の数は、どのように把握されているか

答 水道局への届出が各保健所に配布される。報告制度によるはがきが戻ってこないところは、保健所でチェック。水道局への届出がない場合は把握されないが、新築の場合は、届出がないと水が供給されないの、ほぼ100%と考えてよい。従って、施設数は、この数字を越えることはないと考えている。

問 簡易専用水道は、ほぼ横ばい、若干増えているように見える。小規模施設は、減少傾向。この辺のところをどう考えるか。

答 水道局は、直結給水を指導しているが、施設を取り外すということにはならないことなどもあり、10トン以下が中心となっているのではないかと。当初は、ダブリによる減少が大きいのと思われるが、その後は直結化による減少が大きくなっている。

問 報告率の8割は、驚異的だが、どんな努力をされているか。

答 当初は、40%、2年目で60%、3年目で80%になった。報告のない場合、保健所で督促、電話照会を何度も行っている。本庁でも保健所から毎月報告率を求めている。

問 (本間委員からのコメント) 横浜市でも条例施行以前に、先行して実施。これを参考に都が実施。横浜市では、10年継続したが、5割までしか達しなかった。そこで、方向を転換し、条例で規制し、指定検査機関制度を導入した。報告の内容が正しいかどうかについても全面的に信頼するわけには行かないのではないかと。立ち入り等でチェックすることも必要と考えられる。

答 都としては、指定検査機関制度の導入は考えていないが、チェックを行うことは、考える必要がある。

問 小規模施設の検査率はどうなっているか。

答 小規模施設は、検査が義務付けになっていない。清掃は義務付け。報告でデータが出てきているので、実施されているのではないかと。清掃も行われており、問題は少ないのではないかと。

問 立ち入り検査はどのように行っているか。又、結果はどうなっているか。

答 環境衛生監視員が行っている。監視員の数は、30人。問題がある場合は、複写式で文書で指導を行っている。立ち入り検査の結果は、水道局のフォローという形で行っ

ているので、その結果は（A，B，Cというような形では）特にまとめていない。

問 地方自治体の対応としては、行政が中心になってやっている（名古屋市）ところもあれば、民間の検査機関を活用するところもある（横浜市）このあたりの兼ね合いはどう考えているか。

答 保健所の統合が進み、広域配置になっており、検査は大変だ。行政側での立ち入り検査をこれ以上増やすことは考えていない。基本的には、自主管理の態勢と水道局の調査のフォローを中心とした行政対応という考え方である。

問 特別区と都との関係は。

答 特別区と都は、情報交換は行うが、同格で指導・被指導関係にない。条例制定についても都区協議会で一緒に研究したが、区では実施には至っていない。

（3）都庁の施設について、都庁建築保全部の係官の説明を受け、見学を行った。

① 説明の主なポイントは、以下の通り。

ア 視察対象—第一本庁舎（48F）は、受水槽180トン（地下3階）、上水高置水槽20トン（34階）、中水12トン（35階）。第二本庁舎（議会棟）（7F）は、受水槽50トンのみで、高置水槽はない—直結給水方式。

イ 都庁は、平成3年竣工で、16年目。延べ床面積は、38万m²。中水は、落合下水処理場で処理の後、中水として供給。

ウ 視察対象は、すべてFRP製、単板型と、保温型がある。

② 質疑のポイントは、以下の通り。

問 節水の状況はどうか。

答 開庁以来、使用量は、4割減少している。

問 タンク工業会では、耐用年数は、15年としているが、劣化の状況はどうか。

答 高置水槽も含め、すべて屋内にあり、材質の劣化は、殆どない。傷むのは、ボルト、パッキンなど。取り替えるなど適切に対応しており、問題はない。30年くらいは持つのではないか。自主点検は、毎月1回、清掃は、年1回は実施している。

問 第一本庁舎と議会棟では、設計思想が異なっているが、どうしてか。

答 災害時の飲み水などを考慮し、貯水槽を設置している。議会棟（直結方式）は、低層棟であり、美観も考慮したのではないかと考えている。

問 都水道局は、直結化を進めているが、直結化をなぜしなかったか。技術的な問題があったのか。

答 災害時を想定したものである。個人的には、公共施設については、すべて直結化と言うのはどうかなと思っている。

問 単板型と保温型の違いはどうか。

答 湿気が多いところは、保温型としたとも考えられるが、必ずしもそうっていない。予算上の問題かも知れない。

③ 現地視察した印象は、以下の通り。

ア ビル管理法対象であるため、検査済み証などの表示はなかった。なお、立入検査は、健康安全研究センター広域監視部（都庁40階）が行っている。

イ 受水槽、高置水槽とも屋内にあるため、槽表面の劣化は見られなかった。なお、国の藻類発生防除指針に基づく施行済みの表示があった。

ウ いずれも管理上、検査上、問題となる構造ではなかった。

5 全体を通じた所見

全体を通じた所見は、以下の通り。

- (1) 大変熱心に取り組まれており、小規模貯水槽水道も含め、成果もあがっているとの感じであった。
- (2) 東京都と特別区の間では、情報交換が行われているが、指導関係にはなく、条例制定などは、特別区では行われておらず、東京都区域全域では、今後の課題と考えられる。
- (3) はがき添付による報告制度が都庁の取り組みのポイントと考えられるが、今後、さらにその中味のチェックを検討することも必要と思われた。なお、はがきによる報告制度は、都庁の負担により行われており、これが継続されることが望まれる。
- (4) 水道局の全数調査をバックに、そのデータを基に立ち入りを行っており、その連携が重要なポイントとなっている。都水道局の全数検査は、来年度で終了の予定であるが、今後も、ある期間ごとに行われることが望まれる。
- (5) 関係団体との連携による広報、報告制度の徹底が行われており、大変望ましい対応と考えられる。今後とも、引続き継続して行われることが期待される。

平成19年度厚生労働科学研究
「水安全計画による貯水槽水道の管理基準の向上に関する研究」
実地調査次第

平成19年11月30日(金)午後1時30分～
都庁第一本庁舎26階A会議室

司会 東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課水道係 村井

- 1 課長挨拶 東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課 仁科課長
- 2 主任研究者挨拶 麻布大学大学院環境衛生政策専攻主任教授 早川哲夫
- 3 出席者自己紹介
- 4 説明及び質疑応答(～14:50)
 - (1)説明
 - ① 東京都の貯水槽水道行政について
 - ② 簡易専用水道の取り組み
 - ③ 小規模貯水槽水道等の取り組み
 - (2)質疑応答

休憩(10分)

- 5 施設見学(15:00～)
 - (1) 都庁舎の概要説明 財務局建築保全部庁舎管理課職員
 - (2) 都庁舎見学

終了予定(16:30)

資料

- 資料1 東京都の簡易専用水道に対する取り組み
- 資料2 東京都の小規模貯水槽水道等に対する取り組み
- 資料3 パンフレット「簡易専用水道の衛生管理」平成19年10月発行
- 資料4 同 「小規模貯水槽水道等の衛生管理」平成19年10月発行
- 資料5 報告はがき付リーフレット「特定小規模貯水槽水道等の衛生管理」平成19年度版
- 資料6 冊子「東京都の水道」平成18年版
- 資料7 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例及び
条例施行規則 全文
- 資料8 広報「福祉保健」11月号
- 資料9 広報紙「水道だより」昭島市水道部 平成19年10月発行

東京都の簡易専用水道に対する取り組み

- 1 平成18年度 東京都法定検査結果（市町村分 都保健所集計結果より）
都の集計した法定検査の報告率を以下に示す。

建築物衛生法に該当する施設は、建築物衛生法第11条に基づく必要な報告または、立ち入り検査をもって水道法第34条の2第2項の検査を受けたものとみなしている。

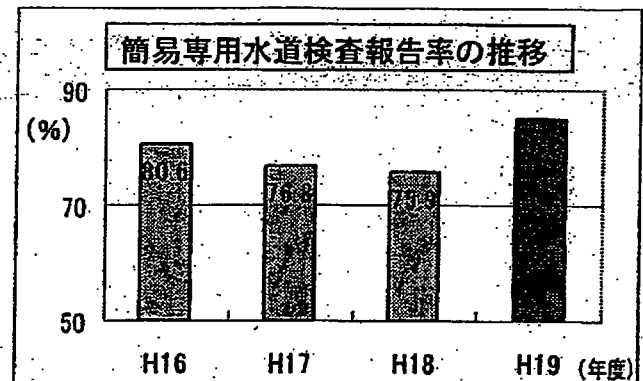
	施設数	法定検査 受検報告数	報告率
建築物衛生法該当施設	639	610	95.5%
一般※	6,451	4,768	73.9%
合計	7,090	5,378	75.9%

※ビル衛生管理法対象施設以外の簡易専用水道施設（住宅、病院など）

- 2 検査報告率の推移と19年度目標

簡易専用水道の検査報告率の算出については、設置者から都保健所に受検を報告した数であるため、厚生労働省が毎年公表している登録検査機関からの検査実績を含めて算出している受検率よりは低くなっている。

今年度、東京都では、受検率向上を重点目標に取り組んでおり、受検率85%を目標にして、未受検施設に対する受検指導を行っている。



- 3 受検率向上の取り組み内容

① 環境衛生課の取り組み

パンフレット「簡易専用水道の衛生管理」の発行及びホームページへの掲載
広報を利用した受検促進PR、国に対する報告制度確立の要望
賃貸不動産協会や高層住宅管理業協会等関連団体から各会員への受検促進依頼

② 保健所の取り組み

未受検施設へのパンフレットの配布、設置者への訪問指導
地元広報紙での受検促進PR

東京都の小規模貯水槽水道等に対する取り組み

1 条例の制定について

条例制定前までは、要綱に基づき小規模貯水槽水道等を指導、監督してきたが、小規模貯水槽水道等の安全確保を一層強化するため、施設の衛生管理に必要な事項を定めることにより、飲料水の衛生と安全を確保し、利用者の健康の保持と公衆衛生の向上を図ることを目的に、新たな条例「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、平成15年4月に施行した。

2 条例の概要

(1) 対象施設

① 小規模貯水槽水道等

水道から供給される水及び井戸等を水源とし、貯水槽有効容量が10³m³以下のもの

② 特定小規模貯水槽水道等

小規模貯水槽水道等のうち、有効容量が5³m³を超えるものまたは学校、病院、社会福祉施設等に水を供給するもの

(2) 条例のポイント

① 特定小規模貯水槽水道等について

ア 危機管理対策の充実

- 平常時の衛生上必要な措置の義務付け
- 緊急時の迅速な対応
- 指導、監督の強化（報告の徴収や立入検査の実施、改善の指示や給水停止命令など）

イ 責務の明確化

- ・ 衛生行政、水道事業者、設置者の責務の明確化
- ・ 衛生行政と水道事業者の連携

② 特定小規模貯水槽水道等以外の小規模貯水槽水道等（有効容量5³m³以下）

当該施設の衛生管理に努めるよう規定

3 平成18年度の取り組み状況

(1) 特定小規模貯水槽水道等に対する報告制度

衛生管理の徹底、自主管理の推進を図るため、設置者等から貯水槽の清掃、設備の管理状況等について、平成16年度より報告を求めている。

17年度の報告率は66%であった。18年度の報告率は、重点目標として報告率向上に取り組んだ結果、80.6%となった。

(2) 立入検査

報告のない特定小規模貯水槽水道等の施設を中心に立入検査を実施している。

H18年度 立入検査結果

	施設数	立入検査数	立入検査率
小規模貯水槽水道等	23,822	662	2.8%
うち特定小規模貯水槽水道等	5,745	506	8.8%

(3) 広報

① 環境衛生課の取り組み

パンフレット「小規模貯水槽水道等の衛生管理」の発行及びホームページへの掲載

特定小規模貯水槽水道等設置者報告用はがきに維持管理方法を記載したリーフレットを添付

賃貸不動産協会や高層住宅管理業協会等関連団体から各会員への報告制度の周知・協力依頼

② 保健所の取り組み

特定小規模貯水槽水道等施設からの報告徴収

新規届出施設設置者への「小規模貯水槽水道等の衛生管理」パンフレット配布、未報告施設等への立入指導

4 水道局との連携

当課が事務局となり、多摩地区保健所と水道局との連絡会を定期的で開催し、調整や情報交換を行っている。

さらに、水道局の実施している「クリーンアップ！貯水槽」の点検調査において、水質に異常がある等の場合は保健所に通報され、保健所が立入検査を行う等、両者の連携を図っている。

5 特別区、八王子市の取り組み

平成17年度末において、条例を制定している区はなく、各区とも要綱を策定し立入検査指導等を実施している。このため、従前より特別区衛生主管課長会等を通じ、情報提供を行い、条例の制定を働きかけている。

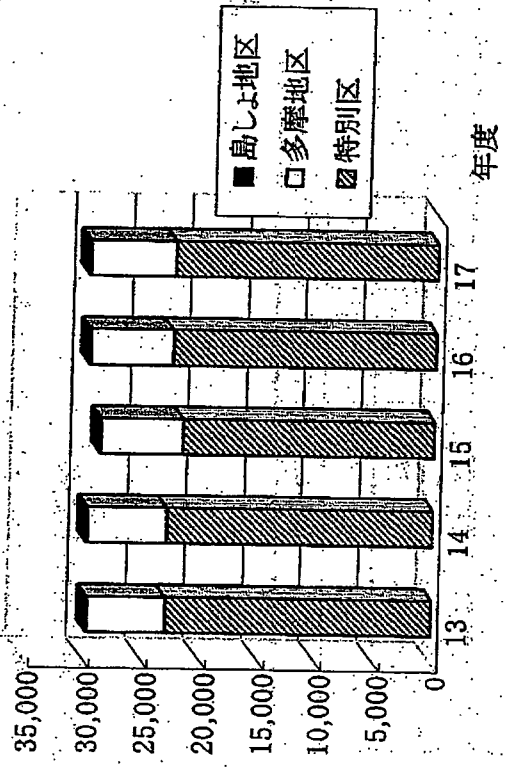
しかし、特別区保健所の一部に、都水道局が給水条例を改正し「クリーンアップ！貯水槽」事業を実施していることで、小規模貯水槽水道に対する取り組みが弱まってしまっているところもあるようである。

なお、八王子市は、本年4月1日より保健所設置市となったが、都と同様の条例を制定し運用している。

5 簡易専用水道
(1) 施設数の推移

地区名	13	14	15	16	17
特別区	22,936	22,933	21,724	22,752	22,676
多摩地区	6,737	6,858	7,055	7,077	7,289
島しょ地区	56	55	52	61	57
計	29,729	29,845	28,831	29,890	30,022

施設数 簡易専用水道の施設数推移



(2) 施設数(特別区)

区名	対象施設数
千代田	1,139
中央	1,665
港	2,070
新宿	1,631
文京	707
台東	612
墨田	498
江東	1,334
品川	1,061
目黒	526
大田	1,276
世田谷	1,256
渋谷	1,217
中野	480
杉並	616
豊島	789
北	586
荒川	375
板橋	1,093
練馬	1,003
足立	1,075
葛飾	814
江戸川	853
計	22,676

(3) 施設数(多摩・島しょ地区)

保健所名	対象施設数
西多摩	646
八王子	881
南多摩	621
町田	700
多摩立川	1,044
多摩府中	2,170
多摩小平	1,227
多摩地区小計	7,289
大島	22
三宅	16
八丈	16
小笠原	3
島しょ小計	57
東京都合計	7,346